

平成26年4月24日参議院文教科学委員会質疑

[○松沢成文君](#) みんなの党の松沢成文でございます。よろしくお願いいたします。

まず、私は、ちょっと消費者庁の方、来ていただいているので、健全な電子書籍市場を形成していくというのがこの法案、改正の一つの目的ですが、市場というのは、当然、財やサービスの供給者側が健全に機能しなきゃいけないし、それを買ったり利用したりする今度は消費者というか受給者側ですね、こちらにもしっかりと情報が伝わっていないと健全に機能していかないわけですね。ところが、今回の法律案あるいは審議の内容を見ても、著作権者だとか出版事業者だとかあるいはプラットフォーマーというんですか、プロバイダーというんですか、こういう供給者の人たちの権利関係とか、こういうことをしっかりしようということばかりで、電子書籍市場の受給者側ですよ、消費者側の対策、あるいはもう既に混乱が起きている、これに対してどう対応していくかという視点が非常に少なかったというふうに思うんですね。

配付資料を見ていただきたいんですが、これ朝日新聞の記事であります、見出し踊っていますけれども、「電子書籍 消える蔵書」とか「企業撤退で読めなくなる例も」という、こんな記事が出ておりました、私もこれ読んでびっくりしました。

そもそも、紙媒体の書籍というのは、これは物でありますから、買ったなら所有権があるわけですね。ところが、電子書籍というのは、これ物ではないので、所有権にはならないと、買っても、ですから、物ではなくデータ、情報なんだということだと思います。この前の参考人の方に言わせると、こんなふうに言っていました。閲覧権を期間限定で買っているというふうに捉えるべきとか、あるいは、条件付レンタルと言った方が消費者には分かりやすいんじゃないかと、こう言っていました。

そうであれば、やはり電子書籍を買うときに、これはこういうものなんですよということをしっかり言っておかないと、多くの消費者はかなり勘違いすると思うんです。というのは、今、書籍の値段と電子書籍の値段はまだ余り変わりません。どんどん電子書籍の方は値が下がって販売されていますけれども。そうすると、当然、本屋さんで本を買うのと電子書籍で電子書籍を買うのは同じようなものだと思って

いますから、自分のものになったとみんな思うわけですね。ところが、プロバイダーあるいはプラットフォームというんですか、こういうところが、これから市場が大きくなってくると当然淘汰も始まるでしょう、そのサービスを、その事業をやめてしまうという事業者も出れば、あるいは倒産してしまってどこかへ行っちゃったということにもなる。そうすると、サービスがそこで途切れるわけですね。そうなったら、あれっ、自分のものだと思っていた電子書籍がもう使えなくなった、見られなくなった、こういうことが起きるわけですよ。

私もちょっと調べてみたんですけども、これ一番大きなアマゾン・キンドルストア利用規約というのがあって、これネットで引いてみると、細かい字で八十行ぐらい規約の内容を書いているんですね。書いてあるんですが、この中に僅か一・五行だけ、キンドルコンテンツは、コンテンツプロバイダーからお客様にライセンスが提供するものであり、販売されるものではありませんと、一行だけ僅かこう書いてあるんですね。これ、買う人はこんな規約みんな読まないし、読んだとしても、この一行半が、あなたのものにはなっていないですよ、これデータを貸しているというふうに捉えてくださいねというふうに、分かった、じゃ、それで買おうと買って買っている人はほとんどいないと思うんですね。

このままにしておく、もう既に、プロバイダー、倒産したり事業を廃止したりするところが出てきて、トラブルも始まっているわけですね。そうすると、市場がどんどんどんどん大きくなる中で、やはりかなり消費者とのトラブルが出てくるということが予想をされるわけなんです。

そこで、消費者庁として、せっかく買ったのに事業者が配信から撤退してしまって読めなくなってしまうというような消費者に不利益を与える事態、これにどう今後対応していくとお考えか。それと、消費者にこうした電子書籍の実態というのを知らせるものの必要性についてどのように認識しているか、御意見いただきたいと思います。

○政府参考人（河津司君） お答え申し上げます。

まさに御指摘のとおりでございまして、いわゆる電子書籍はデータを閲覧をする、利用する権利を取得するというものでございまして、いわゆる私どもが思います紙媒体の本を買うというものとは随分、いろいろな様々な言わば制約が掛かっているものだと理解をしております。したがって、まず利用する側の方々が、やはり書籍というものを買うというイメージではないんだということをしつかり理解をし

なければ、御指摘のようないろいろなトラブルが起こるといふことかと思ひます。

こゝういふ新しいサービスが技術革新によつて生まれるといふことは、これはある意味いいことだと思ひますが、こゝういふ情報提供をきちんと消費者にしていくといふことは、これはまず、そのサービスを提供する事業者自身がしっかりとまず取り組むことが大前提であると思ひておりますが、加へまして、実は私ども消費者庁、あるいは所管をしております独立行政法人であります国民生活センター、そこでも、注意喚起といひますか情報提供をさせていただいてあります。これはたまたま持つてきてありますけれども、国民生活センターが出している資料、雑誌の中でも、電子書籍といふのは電子書籍を読むライセンスを得ている、方が分かりやすいといふようなことも提起をしてあります。

こゝういふような形で、今後とも連携をしながら、消費者に対する情報提供といふのは、これからますます普及していくと思ひますので力を入れてまいりたいといふふうに入つてありますし、加へて、関係省庁と連携をいたしまして、やはり事業者に対しても消費者に対する情報提供といふのをしっかりとやつていただくようにまた進めていきたいといふふうに入つてあります。

○松沢成文君 事業者に対する指導を是非ともこれお願いしたいなといふふうに入つてあります。

次の質問、再販制度と電子書籍の価格についてお伺ひしたいんですが、皆さん御承知のとおり、一般の紙媒体の書籍といふのは、これ再販制度がありますから、書店は値引きして売れないわけですね。ただ、再販制度といふのは例外でありまして、そもそも独占禁止法があつて、もう自由な市場の中で価格競争しながら頑張りなさいといふことなんですが、紙媒体の書籍については様々な理由、これ何年か前に大きな議論がありましたけれども、再販を維持するかしないか、規制緩和の観点からいろいろありました。

さあそこで、大臣、大臣は、日本の文化を守るといふのも一つの文科大臣の大きなお仕事だと思ひますが、紙媒体の書籍に再販制度が必要だといふことを、大臣はどういう理由からこれが必要だといふふうに入つていらつしやいますでしょうか。

○国務大臣（下村博文君） 書籍は、文化や知識を創造、普及し、これを次世代に継承するに当たり重要な役割を担っているものでありまして、我が国の活力ある社会を実現するためには、書籍等の出版文化

の健全な発展を図ることは文化政策上極めて重要であるというふうに考えております。

紙媒体の書籍の再販制度は、全国どの書店でも、地域的な偏在ということがなくて同一価格で入手するということを可能とするとともに、流行にとらわれない多様な書籍の流通を可能にするという点においても我が国の出版文化の振興を図る上で意義を有しているというふうに考えております。

○松沢成文君　そこで今度、電子書籍ですよ。一般の紙媒体の書籍は再販制度で、ある意味で価格は守られているわけですが、電子書籍も同じような情報を消費者はそこから得るわけですね。

今後、電子書籍の市場がどんどん大きくなってくると、電子書籍の価格は今よりももっとも下がり下がっていきます。そうすると、紙媒体の書籍もそれに影響されて、少し下げないと負けちゃうなどって下げようとするわけですね。そうすると、今度、手間の掛かる本をなかなか作ろうとしなくなる。つまり、作者と編集者がいろいろ情報交換し合いながら有益な本を作っていくというよりも、出版社側からしてみると、電子書籍の安い価格に負けないようにとにかく売れる本を出そうと、こういう発想になってしまう可能性もありますよね。

そこで、実はヨーロッパではフランスやドイツが、この電子書籍、まだまだ市場は小さいですけども、これは今後大きくなっていく、その中でどんどん電子書籍のダンピングが進んじゃうと、本来の紙媒体の書籍の文化というのも守られなくなって、守られなくじゃない、影響を受けてしまってかなり混乱していくんじゃないかということで、電子書籍にも再販制度を適用し始めているんですね。

さあ、大臣、こういうヨーロッパの国の先行事例もありますが、我が国において今後電子書籍が発展してくる、その中で、紙媒体の書籍とのいい意味での、流通という意味での役割分担を果たす中で、電子書籍への再販制度の在り方というのはどうお考えでしょうか。

○国務大臣（下村博文君）　御指摘のように、現状では、独占禁止法上、電子書籍は再販制度の対象とはなっていないわけですが、それにより自由な競争が促進され、適切な価格の設定が行われることを期待する意見があるという一方で、電子書籍の価格の在り方が御指摘のように紙媒体の書籍の流通にも影響することから、電子書籍を再販制度の対象にするよう要望する声もあるというふうに承知をしております。

文科省としては、紙媒体の書籍と電子書籍の双方がそれぞれの特徴

を生かしながら普及し、我が国の出版文化が全体として発展していくことが重要であるというふうに当然考えているわけであります。

このような観点から、電子書籍の再販制度の扱いについては、電子書籍の価格の動向や紙媒体の書籍の流通に与える影響等を注意しつつ、今後、関係者の意見も踏まえながら検討していくべき課題であるというふうに認識しております。

○松沢成文君 是非とも、今後、検討していただきたいなというふうに思っております。

最後に、皆さんは、一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構、CODAというんですか、頭文字を取って、私の配付資料にも付けましたけれども、こういう組織、御存じでしょうか。

実はこの組織は、海賊版対策で、特に動画とか、最近では漫画とか、こういうものに対して海賊版をやっている業者にそれは違反だからやめてほしいということをしちつと言って、それ、かなりの成果を上げているんですね。それでまた、本来のちゃんとした流通をしてほしいということで、実はちゃんとしたプロバイダーとしてやってほしいということも、改善をしてもらっているという、こういう組織であります。

今まで動画とか、最近では漫画とか、こういうところで成果を上げてきた、上げつつあるわけですがけれども、是非とも今後、こういう民間の組織を使って海外の海賊版に対してきちつとまず何というか改善を促す、そして、できれば正規の流通にきちつと入っていただくということもやっていかなければいけないというふうに思うんですけれども、こういう民間団体を支援して海賊版対策をしっかりとやっていくということに対してどのようにお考えでしょうか。これは経産省、どうですかね。

○政府参考人（大橋秀行君） 私ども経済産業省は、平成二十五年度の補正予算でコンテンツ海賊版対策強化事業というものを計上いただいて、委託先でありますCODAを通じて出版分野も含めた対策に乗り出すこととし、業界横断的に海賊版情報を共有した上で、侵害サイト等に対して海賊版の削除要請を実施することで侵害サイトに掲載された海賊版を減らして、海賊版による逸失利益を回復することに取り組んでいます。

また、CODAでは、こうした取締りと併せて、海外の海賊版の視聴者に対して海賊版ではなく正規サイトを利用するよう普及啓発を行うというふうな取組、すなわち正規のコンテンツ市場の育成にも取り

組んでいるところであります。

海賊版の取締り、そして正規の流通促進というのはセットで推進していくべきというふうに私ども考えておりますので、今後も文部科学省様の方と協力をしてしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○松沢成文君 終わります。ありがとうございました。